

令和2年度 第2回 奈良支部評議会議事録

開 催 日	令和2年10月29日(金) 14:00~16:20
開 催 場 所	奈良県コンベンションセンター107会議室
出席評議員	小笹評議員、鐵東評議員、中評議員、西田評議員、平越評議員、深水評議員、森評議員(議長)、吉川評議員(五十音順)
議 題	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度決算を足元とした収支見通しと令和3年度保険料率について 2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について 3. 令和2年度上期事業進捗状況について 4. 令和3年度奈良支部事業計画骨子(案)と保険者機能強化予算について 5. 健康保険委員表彰について 6. その他 <p>【資料】</p> <p>資料1 令和元年度決算を足元とした収支見通しと令和3年度保険料率について</p> <p>資料2 インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について</p> <p>資料3 令和2年度上期事業進捗状況について</p> <p>資料4 令和3年度奈良支部事業計画骨子(案)と保険者機能強化予算について</p> <p>資料5 健康保険委員表彰について</p>
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>《支部長挨拶》</p> <p>本日の評議会も前回に引き続き、ソーシャルディスタンスを保つために支部外での少し広めの本会場で行うこととした。10月に入っても、新型コロナウイルス感染の終息の気配はなく、感染微増傾向が続いている。奈良県においても令和2年10月28日時点で累計626名感染している。ここ2週間で新たに26名の感染があり、冬場を迎え、再び緊張が高まりつつある。経済活動においては、一時期の経済活動停止状態からは抜け出しつつあるが、奈良県内では約500の協会けんぽ加入事業所が保険料を猶予しており、売り上げが伸びず、収入がなく、給料が減るということも今後発生する可能性がある。ワクチンや治療薬ができるまでは、With CORONAで、社会経済活動とコロナ対策を両立しながら社会経済活動を進めざるを得ない状況である。</p> <p>このような中で協会けんぽの令和2年度上期の事業推進においては保険給付の業務の継続を優先しながら行ってきたが、目標・KPIなど未達成の項目であるレセプト点検や生活習慣病予防健診、特定保健指導の遅れなど、下期でできる限りの挽回を図りたいと考えている。</p> <p>今年で12年が経過した協会けんぽの基本的スタンスは、①加入者の疾病予防、健康増進を図ることにより、現役世代からの健康づくりをサポートしていくこと、②良質かつ効率的な医療、適正な医療を享受していただけるよう、医療機関、県・自治体などに働きかけること、③低コストで、加入者・事業主様の利益の最大化を図ることである。このコロナ禍の中で、加入者のお一人おひとりが、生活習慣を見直し、健診や早期の治療、医療費の適正化等の大切さを十分ご理解いただけるよう、</p>

また特に今年度下期以降も、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報にウエイトをおき、医療機関訪問や、他の関係団体との連携も強めながら事業を進めていきたい。また、受診控えや健診控えのないように、かかりつけ医と健診の重要性についてもアピールしていきたい。

本日の評議会においては、5つの議題について説明させていただくが、いずれも大変重要な議題である。限られた時間ではあるが、活発なご議論を行っていただき、ご提案やアイデア、忌憚のないご意見・ご要望等があれば、ご遠慮なくご発言をお願いしたい。

1. 令和元年度決算を足元とした収支見通しと令和3年度保険料率について

(事務局より資料1に基づき説明)

<主な意見と回答>

主な意見は以下の通り。

【学識経験者】

二つ目の論点である「保険料の変更時期を令和3年4月分から」は、通常はこのタイミングが一般的かと思われるが、今回議題となる特別な理由があるのか。

(事務局)

この論点については例年質問させていただいている項目であり、今年だからといって提示しているものではない。この変更時期については全国的においても変更するべきだという意見はあまり出ていないと聞いている。

【被保険者代表】

以前は下げられるときに下げるべきという意見が出ていたかと思う。しかし、理事長の発言である中長期的に考えるという意見に基づき、全体として10.00%を維持することとなっていた。コロナ禍で今企業が大変な状況であり、昨年までは下げられるような可能性が出されていたことも踏まえて、10.00%を維持していただきたいと思う。

【被保険者代表】

平均保険料率は10.00%で仕方がないと思うが、コロナで各企業の業績悪化等があり、保険料収入の減少が見込まれる状況で、保険財政上やっていけるのかと疑問を持つ。

【被保険者代表】

平均保険料率に関しては、現状をみれば考えるところも色々あるが、将来のこともあるので維持ということで良いと思う。ただ、10年収支の見通しで示されたコロナケースはどのような根拠で試算しているのか。コロナケースⅢでも見通しが甘いかもしれないということはあるのか。

(事務局)

今回、令和3年度の保険料率に関する議論をしていただく基礎資料の1つとして、ご説明の通り、リーマンショック時の被保険者数推移と標準報酬推移を機械的に当てはめ、また医療給付費に

については受診控えの影響を直近で確認できる7月分まで反映したものを、コロナケースとして試算している。根拠には乏しいかもしれないが、戦後最大の経済危機と言われたリーマンショック時の数値を参考とし、見通しが不透明であるなかでご議論いただくための参考としてお示ししているのご理解いただきたい。ご指摘のようにコロナケースⅢであっても、見通しが甘かったということもあり得ると思うが、近年、中長期的視点から平均保険料率10%を維持することにより、一定の準備金を確保してきているため、そのことにより今般のコロナの影響により見込まれる財政影響のある程度は吸収できると考えている。しかしながら、今後さらに経済状況が悪化することが予想される中では、見通しは極めて厳しいと考えている。

【学識経験者】

提示されたコロナケースによると、被保険者数への影響は1～2年でおさまるかもしれないが、賃金に与える影響は結構長引くとなっており、コロナケースⅢよりも厳しい状況となる可能性もある。また、本部より中長期で考えると示されたのはコロナ前の時期である。元々2025年に団塊の世代が全員後期高齢者となることにより、財政の悪化が懸念されていた。それと今回のコロナを踏まえて、本部や理事長は中長期的というスタンスを変えていくのだろうか。準備金残高1か月分の維持が必要なのであれば、それが守られる範囲で適正な国庫補助を求めていく必要があると思う。

(事務局)

実際コロナケースⅢより悪くなるのか、どういった影響がでるのか、ここ数年を見ないと判断はできない。中長期的という考えがふさわしいのかもご意見をいただければと思う。

【事業主代表】

保険者に関して国から補助金は出ているのか。また出ていないのであれば国に何か要求するということはあるのか？

(事務局)

医療機関等に補助金は出ているが、保険者には出していない。

【事業主代表】

この議題のコロナによる影響とは別のことになるが、この資料を見たときに、一番気になったのが、少子高齢化に向けて財政が厳しくなるというのは何年も前から分かっている中で、どのタイミングで抜本的に変える必要があるのかが不透明だということである。どういうことがあればどう変えていく、そしてそれをどう加入者に伝えていくかが重要なことなので、協会けんぽとしての考え方や方針、捉え方をいずれ示してもらいたい。

2. インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等について

(事務局より資料2に基づき説明)

<主な意見と回答>

主な意見は以下の通り。

【学識経験者】

今回本部が示している案において減算となる支部はこの通りでいいという結論を出すことが想定できるが、それを差し置いても令和元年度についてはコロナの影響はひと月で、ある程度合理的だと理解できるので、提示があった案で妥当だと思う。ただ、令和2年度の実績を評価していく際は、影響がある月がほとんどでなおかつ率も上がって推定値を使うということはどうかと思うので、課題である。

【被保険者代表】

令和2年度をどう考えるかは非常に難しいと思うが、令和元年度については提示されている案で良いと思う。

【事業主代表】

合理的で妥当である。令和2年3月の生活習慣病予防健診の申込者のうち、約9万人がキャンセルとあるが、これは全体でみるとどのくらいの割合なのか。

(事務局)

年間の生活習慣病予防健診受診者数の約1%である。ただ、3月については毎年受診者数が少ないという実態もあるので、3月の単月で見た正確な割合は分からない。

3. 令和2年度上期事業進捗状況について

(事務局より資料3に基づき説明)

<主な意見と回答>

主な意見は以下の通り。

【事業主代表】

保険証の回収において、1か月以内の回収率が出ているが、最終的にはどのくらいになるのか。また、無資格受診による債権について、回収できない場合は協会けんぽが泣き寝入りすることになるのか。

(事務局)

保険証の回収率については最終95、96%くらいになる。回収できない分は紛失などの理由によるものや従業員が急に辞めるケースなどがあると考えられ、100%を達成することは難しい。また、無資格受診については電話や手紙による催告や弁護士催告、法的手続き等を行って債権回収を行っているが、それでも回収できなかった金額は協会けんぽが負担することとなり、めぐりめぐって健康

保険料として加入者に返ってくる。

【事業主代表】

保険証の回収ができなかった場合は事業主に対してペナルティをつけるということ、また債権として回収できない分は事業主が払うということではないのか。その一つの良い例として、警察の駐車違反等の罰金は車の所有者が払うようになったということがある。また自治体でも回収の督促課を作り、力を入れているということも聞いている。逃げ得を許さないことが非常に大事である。事業主は責任をもって保険証を回収し、無資格受診が発生した場合は責任をもって払ってもらうということを考えてもいいと思う。

(事務局)

日本は国民皆保険のため、協会けんぽの資格を喪失した場合は次の国民健康保険等に加入するようになっており、資格喪失後受診の場合は発生した債権を保険者間で調整出来るようになってい。今後、マイナンバーによる運用が稼働すれば、医療機関で請求替えということもできるようになるので、債権自体の発生が減ると思われる。ただ、無資格者となっている場合はどうしようもないので、事業主様の立場からこういったご意見が出たということはとてもありがたいことである。機会を見て、意見があったことをお伝えさせていただく。

4. 令和3年度奈良支部事業計画骨子(案)と保険者機能強化予算について

(事務局より資料4に基づき説明)

<主な意見と回答>

【学識経験者】

事務局から説明のあった通り、これまでの評議会が出た意見も反映されたうえで予算案を策定されたとのことであり、基本的にはこの案でいいかと考える。

その他、特に意見なし。事務局案にて本部報告することについて了承を得た。

5. 健康保険委員表彰について

(事務局より資料5に基づき説明)

<主な意見と回答>

特になし。

特記事項

傍聴：支部職員1名。

次回は令和3年1月19日(火)開催予定。